

農山漁村振興交付金実施要綱

制定

27 農 振 第 2325 号

平成 28 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号

第 1 目的及び趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、平成 29 年 3 月 28 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の向上を進めていくこととされている。

このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する。

第 2 農山漁村振興交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 振興交付金は、(2) に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

ア 農山漁村普及啓発対策

(ア) 地域活性化対策

(イ) 都市農業機能発揮対策

イ 農山漁村交流対策

(ア) 農泊推進対策

(イ) 農福連携対策

ウ 農山漁村定住促進対策

- (ア) 山村活性化対策
- (イ) 農山漁村活性化整備対策

2 事業実施主体及び実施要件

(1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

(2) 実施要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

3 事業実施期間

振興交付金を交付する期間は、第3の農山漁村振興推進計画ごとに、振興交付金を受けて、1の(2)に掲げる交付対象事業に着手する日の属する年度の4月1日から起算して5年以内とし、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体、山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定により山村振興計画（以下「山村振興計画」という。）を策定する市町村又は農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により活性化計画（以下「活性化計画」という。）を策定する都道府県若しくは市町村（以下「事業実施主体等」という。）は、次に掲げる内容を記載した農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、国に提出するものとする。なお、振興推進計画の様式等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

- 1 地域、事業実施主体等の概要
- 2 地区の現状・課題
- 3 地区の将来像
- 4 取組
- 5 目標（定量的指標数値）
- 6 その他事業実施に必要な事項

ただし、第2の1の(2)のウの(イ)の事業を実施するに当たっては、活性化計画を振興推進計画とみなす。また、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の(2)のイの(ア)の事業を実施するに当たっては活性化計画を、ウの(ア)の事業を実施するに当たっては山村振興計画を振興推進計画とみなす。

第4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

第5 助成

国は、第3の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体等に対し、予算の範囲内で振興交付金を交付するものとする。

第6 事業実施結果の評価

第2の1の(2)に掲げる交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところにより実施するものとする。

第7 収益納付

国は、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。ただし、相当程度の雇用創出等の効果によって農山漁村の活性化への貢献が認められると農林水産大臣が認めた場合は、この限りではない。

第8 推進指導等

- 1 国は、振興交付金の実施について、推進体制の整備、助言及び指導の実施等に努めるものとする。
- 2 国は、振興交付金の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

第9 関連事業等との連携

- 1 国は、振興交付金の事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間及び地方自治体等との連携に努めるものとする。
- 2 国は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

第10 委任

振興交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第

100号農林水産事務次官依命通知)

- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1996号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業実施要綱により平成29年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱の第2の1の（2）の⑤に掲げる事業のうち平成30年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領

制定
29 農振第 2292 号
平成 30 年 3 月 28 日
農林水産省農村振興局長通知

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 2 の 1 の（2）のイの（ア）の農泊推進対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 定義

- 1 この要領において「地域協議会」とは、構成員として市町村及び農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。
 - （1）目的
 - （2）構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - （3）意思決定方法
 - （4）解散した場合の地位の継承者
 - （5）事務処理及び会計処理の方法
 - （6）会計及び監査の方法
 - （7）その他運営に関して必要な事項
- 2 この要領において「空き家住宅」とは、施設整備事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その改修等の後の住宅が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。
- 3 この要領において「空き建築物」とは、施設整備事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来用途に供される見込みのない建築物であって、その改修等の後の建築物が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。
- 4 この要領において「市町村計画」とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号。以下「余暇法」という。）第 5 条第 1 項に定める市町村計画をいう。
- 5 この要領において「活性化計画」とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「活性化法」という。）第 5 条第 1 項に定める活性化計画をいう。
- 6 この要領において「処分制限期間」とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 7 この要領において「財産処分」とは、交付対象財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。

第 3 事業内容等

実施要綱第 2 の 1 の（2）により農村振興局長が別に定める交付対象事業の具体的

な内容は、別表1及び別表2に定めるものとする。なお、この要領において「事業実施主体」とは、別表1にそれぞれ定める事業実施主体をいう。

第4 事業の公募

別表1の事項1、2、3(1)及び4(2)の事業については、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施の手続き

(1) 別表1の事項1、2及び3の(1)の事業について

ア 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、第4の選定を受けてから1月以内に実施要綱第3の農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を策定し、実施要綱第4の事業実施計画と併せ、次に定める様式及び別紙様式第1号により、別表3に定める事業承認者(以下「事業承認者」という。)に提出するものとする。

なお、振興推進計画の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

(ア) 振興推進計画の様式は、別紙様式第2号とする。

(イ) 事業実施計画の様式は、別紙様式第3号とする。

イ 振興推進計画策定の留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 事業実施主体が事業を実施するに当たっては、農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体並びに、宿泊、食事及び体験メニューの提供といった機能を担う者を明らかにすること。

(イ) 事業実施主体が地域協議会である場合にあっては、農泊実施の中心的な役割を担う法人になることが見込まれる団体が、事業完了時まで法人格を有すること。

(ウ) 事業実施主体が地域協議会でない場合にあっては、事業完了時まで新たに地域協議会を組織すること。

(エ) 振興推進計画には、当該事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標を定めること。なお、地域の売上高及び宿泊者数(人泊)に係る数値目標(以下「数値目標」という。)を必ず定めることとする。

(オ) 体験プログラム数、新規の地域メニューのレシピ数、直売所の来場者数、外国人宿泊者数等事業実施計画の目標の実現状況等を評価するための指標(以下「評価指標」という。)が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。なお、定量的指標については、地域独自の指標項目を追加作成することができるものとする。

(カ) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内

容が妥当であること。

ウ 事業実施計画策定の留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 事業内容は、振興推進計画で定めた数値目標及び評価指標に対応した取組内容とすること。
 - (イ) 農泊推進事業の事業実施主体が地域協議会以外である場合、及び施設整備事業の事業実施主体が市町村以外である場合にあつては、別紙様式第4号により当該事業実施計画が適切な計画であることについて市町村の認定を受け、当該様式を事業実施計画と併せて提出すること。
 - (ウ) 人材活用事業については、派遣される人材が事業実施主体と連携して本事業に従事することとし、事業実施計画の提出に当たっては、その人材の履歴書等を添付すること。
 - (エ) 施設整備事業については、助成額の上限を2千5百万円とする。ただし、古民家等の遊休資産を改修する場合にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすことについて別紙様式第5号により市町村の認定を受け、これを事業実施計画と併せて提出した場合に限り、助成額の上限を5千万円とする。
 - a 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること。
 - b 地域で取り組む農泊の推進に資する滞在体験施設、交流施設等の用途に供する改修であること。
 - c 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること。
 - d 自然環境や地域の景観に配慮したものであること。
 - e 文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること。
 - (オ) 施設整備事業の対象施設は、目的外使用のおそれがなく事業実施の効果が見込まれる事業実施主体の所有する施設とする。ただし、次に掲げるすべての要件を満たす場合には、施設の所有者との間で当該施設について賃貸借契約を結んだ事業実施主体が当該施設を事業に供するに当たり、施設整備事業に要する費用の一部を交付する。
 - a 空き家住宅又は空き建築物を宿泊施設に改修するものであること。ただし、処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用されるものであること。
 - b 改修する空き家住宅又は空き建築物を余暇法第2条第4項に定める農作業体験施設等として記載した市町村計画を、事業実施計画に添付すること。
- エ 事業承認者は、第5の1の(1)のアにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。
- オ 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果

及び実績を考慮した上で、別紙様式第6号により年度別事業実施計画を策定し、これを別紙様式第7号と併せて4月末日までに事業承認者に提出するものとする。事業承認者は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

カ 事業承認者（農村振興局長を除く。）は、エにより承認した振興推進計画及び事業実施計画については別紙様式第8号により、オにより承認した年度別事業実施計画については別紙様式第9号により、農村振興局長に報告するものとする。

キ 処分制限期間内に財産処分を行う場合にあっては、国は事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

ク 宿泊施設の整備の後にあつては、余暇法第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を営む者は、同法第16条第1項に定める登録を受けるものとする。

(2) 別表1の事項3の(2)の事業について

別表1の事項3の(2)の事業を実施する場合にあつては、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）の第5の規定に準じて行うものとする。

(3) 別表1の事項4の事業について

ア 事業実施計画の策定

事業実施主体は、第4の選定を受けてから1月以内に振興推進計画を策定し、事業実施計画と併せて、次に定める様式及び別紙様式第10号により事業承認者に提出するものとする。

(ア) 振興推進計画の様式は、別紙様式第11号とする。

(イ) 事業実施計画の様式は、別紙様式第12号とする。

イ 事業承認者は、アにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

ウ 事業承認者（農村振興局長を除く。）は、イにより承認した振興推進計画及び事業実施計画について、別紙様式第13号により農村振興局長に報告するものとする。

2 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

(1) 1の(1)のアからエまで及びカの振興推進計画及び事業実施計画に係る規定並びに1の(3)の規定は、別表1の事項1、2、3の(1)及び4の事業に係る振興推進計画及び事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、1の(1)のア及び(3)のアの規定中「第4の選定を受けてから1月以内に」とあるのは、「振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

ア 総事業費の3割を超える増減

イ 事業実施主体又は事業実施期間の変更

ウ 各事業の追加又は廃止

(2) 別表1の事項3の(2)の事業については、振興推進計画及び事業実施計画の変更に当たり、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領の第5の7の規定に準じて行うものとする。

3 事業の委託

- (1) 別表1の事項1及び4の事業を行う事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で事業承認者の承認を得るものとする。
- ア 委託先を決定している場合にあつては、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その選定理由を明らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。
- 4 交付金交付決前の着手（着工）
- 事業の着手（着工）は、原則として、国から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、別紙様式第14号により、事業承認者に提出するものとする。

第6 助成

実施要綱第5により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料、研修手当、工事費、実施設計費並びに工事雑費とする。

また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第7 実施基準等

別表2の事項3の(1)の選定要件の欄の3に掲げる農村振興局長が別に定める基準については、次に掲げるものとする。

- 1 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を交付対象とすることはできないものとする。
- 2 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。なお、既存の施設の改修、建物の附帯的な施設又は修景の整備を行う場合にあつては、投資効率を1.0とみなすことができるものとする。
- 3 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、古民家等の郷土遺産に類する建物、既存の滞在施設等を活用する場合、当該施設に係る改修、建物の附帯的な施設整備等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合における各事業の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 増築、改築又は併設の事業については、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。
- (2) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。
- (3) 古品又は古材の利用については、次によるものとする。
 - ア 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
 - イ 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。
 - ウ 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材については、交付対象としないものとする。
 - エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附带施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。
- 4 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- 5 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。
 - (2) 温泉水の活用は認めない。
- 6 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合であっても交付の対象としないものとする。
- 7 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
 - (1) 都道府県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等
 - (2) 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
 - (3) 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
 - (4) 施設等の適切な運営に必要な経営戦略、運営体制等
- 8 当該施設は利用計画等に沿って適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- 9 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- 10 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- 11 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- 12 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を要すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。
- 13 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- 14 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定

- されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- 15 汎用性のある備品等は、交付対象としないものとする。
- 16 宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあっては、次に掲げる事項に適合することとする。
- (1) 実施地域内における農山漁村体験や農林漁業体験と一体的な利用形態を備えていること。
- (2) 一の計画における宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合は、この限りではない。

第8 事業の施行

別表1の3の(1)の事業にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、事業を施行するものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手續を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ 実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手續を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限りは単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は、(2)から(5)までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業

を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、工事の適正な実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入については、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、（イ）の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

（イ）競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

（3）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。入札業務の執行に当たっては、事業承認者は適切な指導を行うものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（ウ）の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）事業実施主体が、農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会等の議決を得る等の手続を行う場合

（イ）事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合

（ウ）競争入札に付しても入札者がいない場合又は落札に至らない場合

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正な価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 工事实施の手続

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る工事に着手するときは、別紙様式第 15 号により、速やかに事業承認者に届け出るものとする。

- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第 16 号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (3) 事業承認者は、(2) による届け出があった場合にあっては、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3) による指示があった場合にあっては、手直し等の措置を講じるものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成 9 年 5 月 9 日付け 9 経第 895 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第 9 未しゅん功工事の防止

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第 10 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等根拠法規のないものについても、請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

第 11 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者が同条第 1 項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の

達成等の見地からより適切な管理を行い、その反対給付を求めるものと認められる場合には、その団体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 更新に必要な資金の積立に関する事項
 - サ 管理運営の収支計画に関する事項
 - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条に基づく財産処分(以下単に「財産処分」という。)として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、事業承認者の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

第7の7の利用計画の変更については、振興推進計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体はこれを変更できるものとする。

5 災害等の報告

- (1) 事業実施主体は、災害等により、事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事(工事施工中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災

害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。)が発生し、又は事業の遂行が困難となった場合は、その旨を別紙様式第17号により事業承認者に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）、防災措置、復旧措置等を明らかにした上で、被災状況写真を添付するものとする。

また、事業承認者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した場合にあっては、事業実施主体は速やかに事業承認者へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に(1)の報告内容に準じた報告書を事業承認者に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、別紙様式第18号により直ちに事業承認者に報告するものとする。

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他予算関係書類

2 工事施工関係書類

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負等契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る）
- (5) その他関係書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

別表1の3の(1)の事業に係る交付対象事業費の内容等は、以下に掲げるとおりとする。

1 交付対象事業費の内容

(1) 建設工事及び製造請負工事費

建設工事及び製造請負工事費の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

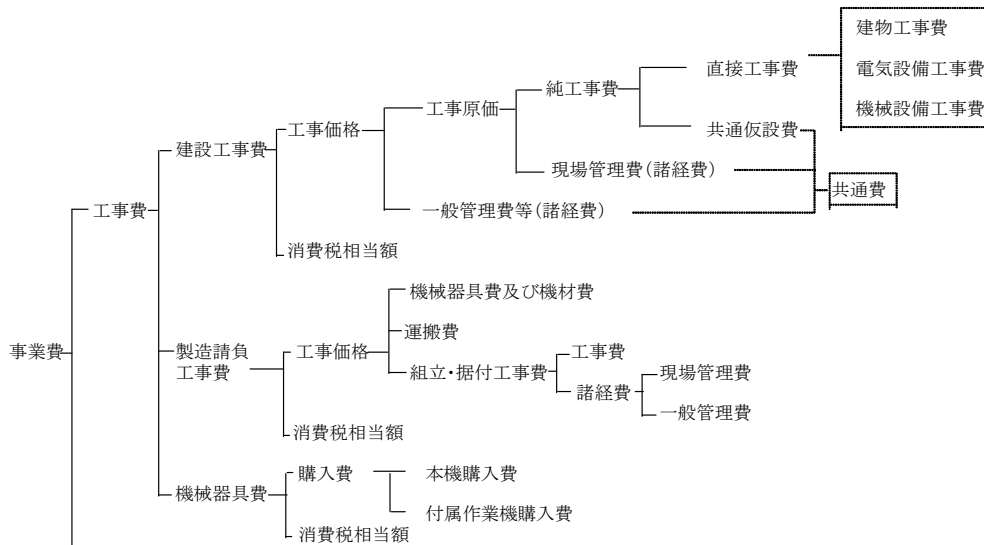
<p>1 工事費</p> <p>(a) 建設工事費</p> <p>(b) 製造請負工事費</p> <p>(c) 機械器具費</p> <p>2 実施設計費</p> <p>3 工事雑費</p>	<p>機械器具は汎用性がないものに限る。</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2</p>
--	---

2 本交付金に係る事業費の構成

1の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

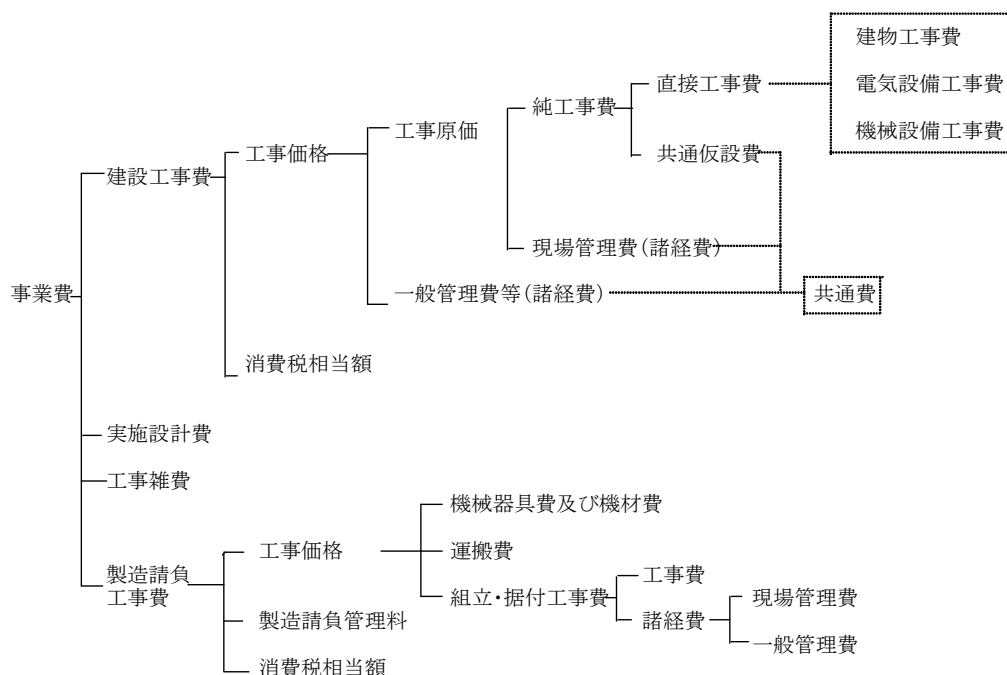
(1) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 本交付金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

(1) 建設工事及び製造請負工事

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費については機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じ

て行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負

わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の用途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

オ 合体施行

合体施行により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分については、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行うとともに、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費の按分は、それぞれの事業費の割合に応じて適正に行うものとする。

第14 事業の評価

1 別表1の事項1、2及び3の(1)の事業について

(1) 事業実施主体は、事業開始年度から振興推進計画に定める目標年度までの毎年度について、事業実施計画に定めた取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行い、別紙様式第19号及び第20号により各年度の翌年度の5月末日までに事業承認者に報告するものとする。

なお、2年目の評価については、第5の1の(1)のイの(イ)又は(ウ)に掲げる事項を考慮し、実施体制の評価を行うこととする。

(2) (1)により報告を受けた事業承認者は、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、事業承認者(農村振興局長を除く。)は、当該評価結果を別紙様式第21号により農村振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 事業承認者は、(2)の事業評価の内容を評価するに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は(1)により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第22号により事業承認者に報告するものとする。

(4) (1)により報告を受けた事業承認者は、(3)の結果を踏まえ、目標の達成状況が低調と判断された事業実施主体に対して重点的な指

導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 事業開始年度から目標年度までの期間において、同計画で定めた目標の達成率が2年続けて70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合

イ 事業実績が、事業実施計画に定めた農泊推進事業の取組内容に予定する実績の50%に満たない場合

2 別表1の事項3の(2)について

別表1の事項3の(2)の事業の評価については、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の第16の規定に準じて行うものとする。

第15 完了報告

事業実施主体は、第5の1により事業承認者が承認した推進振興計画及び事業実施計画に基づくすべての事業が完了したときは、別紙様式第23号により事業承認者に報告するものとする。

第16 事業の状況報告

事業承認者は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第17 収益納付

1 実施要綱第7の収益の納付については、その対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の5年度の期間とする。

2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)は、廃止する。

3 2の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1

事項	事業内容	事業実施主体	事業実施期間
1 農泊推進事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利法人	上限 2 年間
2 人材活用事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や中小企業経営診断士等の専門的スキル等を活用する取組	事項の欄中 1 に掲げる農泊推進事業を実施している者	上限 2 年間
3 施設整備事業 (1) 活性化計画に基づかない施設整備 (2) 活性化計画に基づく施設整備	古民家等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等、農泊を推進するために必要となる施設等を整備する取組	(1) 活性化計画に基づかない施設整備市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	上限 2 年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大 4 年間とすることができる。

		(2) 活性化計画に基づく施設整備 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領の別表3の規定に掲げる者	上限3年間
4 広域ネットワーク推進事業 (1) 都道府県単位における取組 (2) 全国単位における取組	国内外の旅行者、旅行業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組、料理人と農泊地域のマッチング等の取組	(1) 都道府県単位における取組 都道府県 (2) 全国単位における取組 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業	上限1年間

別表 2

事項	選定要件	交付率及び助成額
1 農泊推進事業	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 2 地域協議会以外を事業実施主体とする場合にあつては、農泊の取組内容を記載した事業実施計画について、別紙様式第4号により市町村の認定を受けること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限額は、事業開始年度にあつては800万円、事業開始年度の翌年度にあつては400万円とする。
2 人材活用事業	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項1の事業と併せて実施すること。 2 当該人材の派遣が、第5の1の(1)のイの(エ)により定める目標の達成に直結するものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、250万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、200万円を上限とする。 また、研修手当の上限単価は、月額14万円とする。
3 施設整備事業		
(1) 活性化計画に基づかない施設整備	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村以外を事業実施主体とする場合にあつては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 2 市町村以外を事業実施主体とする場合にあつては、農泊の取組内容を記載した事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、1/2とする。 2 2カ年の助成額の上限は、2,500万円とする。ただし、第5の1の(1)のウの(エ)

	<p>実施計画について、別紙様式第4号により市町村の認定を受けること。</p> <p>3 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>に掲げる条件を満たす場合にあっては、5,000万円とする。</p>
(2) 活性化計画に基づく施設整備	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領の別表3の規定に掲げるすべての要件を満たすこと。</p>	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領の別表3の規定に準ずるものとする</p>
4 広域ネットワーク推進事業		
(1) 都道府県単位における取組	<p>農泊の推進に向け、都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組であること。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 1都道府県当たりの助成額の上限は、250万円とする。</p>
(2) 全国単位における取組	<p>農泊の推進に向け、国内外のプロモーションや料理人と農泊地域のマッチング等を通じ、農泊地域の魅力を高めるための情報発信等を行う取組であること。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 取組ごとの上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

別表 3

農泊推進対策に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
農泊推進対策の事業実施主体	
農泊推進事業、人材活用事業、施設整備事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち都道府県単位における取組	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち全国単位における取組	農村振興局長

別紙様式第 1 号

番 年 月 号 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 5 の 1 の（1）のアの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

農山漁村振興推進計画

(農泊推進事業、人材活用事業及び施設整備事業)

地域・事業実施主体等の概要

<p>・ <u>地域の概要</u></p> <p>・ <u>事業実施主体構成員数</u> ○○名 うち宿泊関係者数 ○○名 うち飲食関係者数 ○○名 うち体験プログラム提供者数 ○○名</p> <p>・ <u>売上高等</u> 平成29年度実績 売上高：○○○万円 平成31年度（目標年度） 目標売上高：○○○万円</p>

取り組みのポイント（10行以内）

--

注1 事業実施主体の売上高を記入すること。
注2 目標年度は、平成31年度とする。
注3 事業実施計画の「4. 収支見通し」と整合性をとること。

1. 事業実施主体等

1-1. 農泊推進事業、人材活用事業

事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局の所在地及び連絡先	

1-2. 施設整備事業

事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	

2. 事業実施主体構成員

事業実施主体構成員（団体又は個人）の名称〔法人形態〕	中核法人	事業実施主体内における役割	所在地（市町村等）

注1 地域協議会構成員については、宿泊、食事及び体験プログラムを提供する者を含むこと。

注2 「地域協議会における役割」欄には、「体験プログラム（〇〇〇）を提供」「飲食店（〇〇〇）に食材供給」「宿泊（定員：〇名）」等具体的に記載すること。

注3 事業実施計画の「4. 収支見通し」の備考欄と整合性をとること。

3. 事業実施主体体制図

※ 宿泊・食事・体験メニューの提供といった機能をどの者が担っているか又は担うことが見込まれるのか、図等を用いて分かりやすく記載すること。

(例)

プロモーション担当
株式会社〇〇

インバウンド旅行企画販売
株式会社〇×

地域協議会	中核団体	一般社団法人A
	宿泊受入	NPO〇〇〇〇
		A農家
		B農家
	食事	C農家
		レストランA
		レストランB
	体験メニュー	農家レストランA
		株式会社A
		A農家
B農家		
		株式会社B

注1 事業実施体制図に関しては、「2. 事業実施主体構成員」における役割分担を踏まえつつ、代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者等を必ず明示すること。

注2 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者については、経歴や実績（ただし、観光や地域振興に関係した分野に限定）を添付すること。

4. 地区の現状・課題

- ※ これまでの取組状況（宿泊者数、訪問者数、イベント、参加した展示会等）について、数値等データを元にして具体的に記載すること。
- ※ これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

5. 課題に対する対応

- ※ 「4. 地区の現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること。
- ※ 本事業終了後、持続的な取組とするための工夫等について記載すること。

6. 目標

(1) 目標

目標項目	29年度実績	目標年（平成●年度）
売上高（万円）		
宿泊者数（人）		

目標設定の考え方

(2) 評価指標

評価指標項目	29年度実績	目標年（平成●年度）

評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

注1 宿泊者数は、事業実施主体構成員の延べ人泊数の単純合計とする。

注2 目標年度は、農泊推進対策のみを実施する場合は事業完了年度、施設整備事業を実施する場合は事業開始から起算して3年目とする。目標売上高は、事業実施主体構成員の目標売上高の単純合計（万円単位）とする。目標宿泊者数は、事業実施主体構成員の目標延べ人泊数の単純合計とする。

注3 「目標設定の考え方」については、客観的な数値（例：県の観光計画、近年の旅行者数の伸び、インバウンド需要の伸び（LCC就航、クルーズ船入港計画等）、観光インフラ整備状況）を基礎として記載することとする。また、参考となる資料は別添として添付することとする。

注4 評価指標については、飲食店の来店者数、直売所の来場者数、体験プログラム数等、指標項目を複数選ぶこととする。なお、これに地域独自の指標項目を追加作成することができる。

注5 「目標設定の考え方」及び「評価指標設定の考え方」には、目標年度までの途中年度の目標を記載すること。

事業実施計画

(農泊推進事業、人材活用事業及び施設整備事業)

1. 事業実施内容

※ 振興推進計画の「5. 課題に対する対応」を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を記載すること。

【農泊推進事業】

※ 宿泊部門、飲食部門、体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載すること。

【人材活用事業】

【施設整備事業】

※ 改修する施設、改修内容、農泊推進事業との連携等を具体的に記載すること。

2. 事業計画とその経費の内訳（※ 積算資料を添付して下さい。）

取組内容と主な経費

(単位：千円)

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
1. 農泊推進事業	①=②+③+④	②	③	④	
2. 人材活用事業	①=②+③+④	②	③	④	
3. 施設整備事業	①=②+③+④	②	③	④	

注1 取組内容は、「1. 事業実施内容」と整合を図ることとする。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を必ず記載することとする。

3. 施設整備計画

(1) 事業内容及び事業量

- ※ 具体的な整備内容及び事業量を記載すること。併せて積算資料を添付すること。
- ※ 売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付すること。また、賃貸借契約で事業を実施する場合にあっては、その契約の写しを添付すること。

(2) 事業費及び資金計画

施設名	事業費（千円） A	国費（千円） B	交付金以外の財源 C = A - B（千円）

・ C 欄の資金計画

- ※ 出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにすること。

(3) 収支計画

（単位：千円）

年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目

- ※ 項目欄には、収入の基礎となるデータ（来客数、販売数、客単価等）及び支出の基礎となるデータ（仕入れ数、雇用者数、仕入れ単価等）を記載すること。
- ※ 改修施設についてのみ収支計画を記載すること。
- ※ 「4. 収支見通し」と整合性をとること。

(4) 償還計画

想定金利： %

年度	期首残高	借入又は償還の額	期末残高	融資条件
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	
平成●年度	千円	千円	千円	

4. 収支見通し

振興推進計画の項番2に記載する構成員のメンバーを記載すること。

農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体が分かるようにアンダーラインで示すこと。

- ・
- ・
- ・
- ・

(単位：千円)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	備考
宿泊					
宿泊者数					施設整備H●年完了
宿泊単価					
飲食					
来店者数					
飲食単価					
体験プログラム販売					体験プログラム名を記載（収支は体験プログラムごとに作成する）
プログラム参加者 単価					
その他					直売所等の収益を記載
売上					
人件費					〇〇〇〇千円/人/年（※平均単価）
・宿泊費分					
・体験費分					
販管費等					
・宿泊費分					
・体験費分					
補助金自己負担分					
経費					
経常利益					平成32年度までに黒字化を達成すること

【体験メニューの具体的内容】

実施する体験メニューの詳細な内容、及び実施事業者について記載すること。

(例)

- ・ 〇〇体験（実施主体 〇〇〇振興公社）
 〇〇〇振興公社及び地元農家の方々にガイド及び受入先として協力していただき、果樹園での収穫、地元農家や地元の方々との交流を楽しんでいただく。

番 年 月 日 号

事業実施主体名
代表者名 殿

市町村名
市町村長名 印

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に係る市町村認定について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局通知）第 5 の 1 の（1）のウの（イ）の規定に基づき、（事業実施主体名）が計画する農泊推進対策について、適切な事業実施計画であると認められる旨認定する。

番 年 月 号 日

事業実施主体名
代表者名 殿

市町村名
市町村長名 印

農泊推進対策のうち施設整備事業に係る市町村認定について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局通知）第 5 の 1 の（1）のウの（エ）の規定に基づき、（事業実施主体名）が計画する施設整備事業について、以下の要件を満たしていることを認められる旨認定する。

- 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること。
- 地域で取り組む農泊の推進に資する滞在体験施設、交流施設等の用途に供する改修であること。
- 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること。
- 自然環境や地域の景観に配慮したものであること。
- 文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること。

注）確認を行った各項目について、その根拠となった資料を添付すること。

年度別事業実施計画

事業名	事業実施期間	目標年度	事業実施主体	事業実施内容	交付額等（円）
1. 農泊推進事業				平成○年度（実績）	（事業実績額）
2. 人材活用事業					（交付実績額）
3. 施設整備事業				平成○年度（計画）	（事業予定額）
					（交付予定額）

番 年 月 号 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の年度別事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の（1）のオの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の農山漁村振興推進
計画及び事業実施計画（の変更）の報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け
29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 5 の 1 の（1）のカの規
定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の年度別事業実施計画の報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の（1）の力の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 号 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の農山漁村振興推進
計画及び事業実施計画の承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け
29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 5 の 1 の（3）のアの規
定に基づき、関係書類を添えて提出します。

農山漁村振興推進計画

(広域ネットワーク推進事業)

(都道府県単位における取組、全国単位における取組)

地域・事業実施主体等の概要

・地域の概要

取り組みのポイント (10 行以内)

1. 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局 (団体名)	
事務局所在地及び連絡先	

2. 現状・課題

--

3. 課題に対する対応

--

4. 目標

--

事業実施計画

(広域ネットワーク推進事業)

(都道府県単位における取組、全国単位における取組)

1. 事業実施内容

--

2. 事業計画とその経費の内訳 (※ 積算資料を添付して下さい。)

取組内容と主な経費

(単位：千円)

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（の変更）の報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 5 の 1 の（3）のウの規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の交付決定前着手（着工）届

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第5の4の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ないこと。

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に係る工事の着手届

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 8 の 3 の（1）の規定に基づき、届け出ます。

記

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
事業費 (円)	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者	

(注) 工程表を添付してください。

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に係る工事の完了届

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 8 の 3 の（2）の規定に基づき、届け出ます。

記

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
事業費（円）	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者名	

番 年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に係る工事施工中の災害報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 11 の 5 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

- 1 災害の種類
- 2 被災年月日
- 3 被災時の工事進捗度
- 4 被災の程度
- 5 復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）
- 6 防災措置及び復旧措置

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）により取得又は効用の増加した施設の災害報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 11 の 5 の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 施設等の所在地
 - (2) 施設等の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金等
 - (4) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付書類]

- 1 振興推進計画及び事業実施計画
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理規程
- 4 その他

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 14 の 1 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業実施評価書

1. 事業名

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額（単位：円）	事業費	0円	交付額	0円	<small>（注）事業内容全ての合計額を記載</small>
（農泊推進事業）	事業費	0円	交付額	0円	<small>（注）該当しない場合は、行を削除</small>
（人材活用事業）	事業費	0円	交付額	0円	<small>（注）該当しない場合は、行を削除</small>
（施設整備事業）	事業費	0円	交付額	0円	<small>（注）該当しない場合は、行を削除</small>

・事業実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 実績評価

- (1) 目標の達成状況等の総合的評価
- (2) 取組状況
- (3) 事業実績
- (4) 実施体制
- (5) その他の事項

5. 事業実施結果

・目標達成状況

(1) 農泊推進事業

目標	目標値	実績値	達成率
・売上額(万円)	0万円	0万円	
・宿泊者数(人)	0人	0人	
評価指標	目標値	実績値	達成率
・〇〇			

(2) 施設整備事業（目標年度のみ記載）

目標	目標値	実績値	達成率
・売上額(万円)	0万円	0万円	
・宿泊者数(人)	0人	0人	
評価指標	目標値	実績値	達成率
・〇〇			

6. 地区の将来像に向けた取組の進捗状況

- (1) 農泊についての地域の合意形成
- (2) 農泊実施組織
- (3) 農山漁村の魅力向上及びマーケティングの取組

・所見

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業実施評価の報告
について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29
振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 14 の 1 の（2）の規定に基づき、
関係書類を添えて報告します。

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

第三者機関名
(農泊推進対策)
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業実施評価に関する意見の報告について

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 14 の 1 の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 日 号

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成●年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の完了報告書

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）第 15 の 1 の規定に基づき、報告します。

事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	●年度～ ●年度		